

生徒心得

本校の教育目標「心豊かで活力あふれた個性ある生徒を育成し、将来、世界で活躍できるグローバルな視点と能力を持つ、故郷熊本を支える地域人材の育成を目指す。」を達成するため、以下の5つについて重点的に取り組み、本校生として必要な「自ら気づき・考え・行動できる」姿勢を身につける。

- 1 基本的な生活習慣を身につける。
- 2 規律を重んじ、責任のある行動をとる。
- 3 礼儀作法を身につけ礼節ある振る舞いをする。
- 4 学業に専念する。
- 5 保健衛生や安全に留意し、健全な生活を送る。

次に、本校生が社会人としての生活を送るにあたって、必要とされる基本的な生活習慣や考え方、挨拶等の振舞いについて以下の項目に示し、地域から愛され地元企業から信頼される人間性を身につけ、多様な価値観のある社会で活躍できる人材となることを目指す。

I 服装容儀

1 基本的な生活習慣の確立

翔陽高校生らしいけじめのある生活を送るために、次の点に心がけよう。

- (1) 家庭学習の習慣化（学習時間と携帯電話・スマートフォン、テレビ、ゲーム等とのけじめ）
- (2) 日常生活の各場面に応じた行動（清々しいあいさつ、言葉づかい、電話の応対マナー他）
- (3) 勤労精神及び責任感を養うためにも、分担を決めて家の手伝いをするとともに、家族との対話を多く持ち、明るい家庭作りにすすんで貢献する。
- (4) 登校時間を守ることはその日の意欲を喚起するものなので、遅刻をしないように登校する。また、帰宅時刻についても保護者にきちんと伝える。

2 服装

服装は、清潔・端正を心がけ、華美にならないようにして、本校生としての品位を保つようにする。（正しい着こなしも制服の一部である。）

- (1) 冬・夏制服 本校指定のものを着用する。



(2) 服装規定

- ① ネクタイ、ブラウス・シャツは本校指定のものを着用し、徽章は左胸につける。下着の色は無地で華美でないものとする。セーターは本校指定のものを着用する。
- ② スカートの長さは、膝頭にかかるものとする。
(膝をついて床に着く程度・スカートを曲げて着用しない)
- ③ ベルトは無地で華美でないものとする。
- ④ シャツの裾は必ずズボンの中に入れる。腰骨の上でベルトを締める。
- ⑤ 冬服のスカート着用は、ブラウスの裾をスカートに入れて着こなす。
- ⑥ 靴は、華美でないものとする。
- ⑦ 靴下・タイツは華美でないものとする。靴下の長さはくるぶしが隠れるものとする。
- ⑧ カバン・バッグは華美でないものとする。

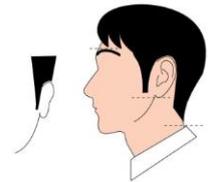
(3) その他

- ① **登下校中**は、本校指定のコートあるいは部活動(学校名の入ったもの)で使用するウインドブレーカー等を着用しても良い。
- ② 服装の移行については、**原則として10月～5月を冬服、6月から9月を夏服とするが、気候に応じ各自で適宜移行すること。**

3 頭髪規定

(1) 男子

- ① 加工、染色、脱色等はしない。
特殊・奇抜なヘアースタイル等しない。
- ② 髪の長さ…**前髪は目にかからない**。後髪はカッターシャツの襟にかからない。
横髪は耳にかからないものとする。その他、清潔感のあるヘアースタイルとし、伸びすぎた髪はカットする。
- ③ **眉は整える程度で、極端な剃りや抜き、書き足しはしない。**



(2) 女子

- ① 加工、染色、脱色等はしない。
- ② 髪の長さ…**前髪は目にかからない**。横髪・後髪が肩の線より長くなった場合は結ぶこと。(後頭部でまとめることも可) ゴム紐の色は華美でないものとする。
- ③ **眉は整える程度で、極端な剃りや抜き、書き足しはしない。**
- ④ エクステンション等の加工はしない。

4 その他の規定

- (1) 装飾具類…指輪、ネックレス、ピアス、ブレスレット、イヤリング、ミサンガ等は身につけない。
- (2) マフラー・ネックウォーマー等は**登下校の際に認める**。
- (3) 化粧の禁止…アイシャドウ、マスカラ、口紅等の化粧はしない。
リップクリーム(薬用)を使用する場合は無色とする。
化粧道具を校内に持ち込まない。
- (4) カラーコンタクト類は使用しない。
- (5) 爪はきちんと切りそろえ、マニキュア類をしない。

- (6) 生徒証は必ず携帯する。(紛失した場合は、生徒指導室で再発行の申請を行う。)
- (7) ゴムひも、ピン類…髪を結ぶ場合のゴムひも・ピンの色は華美でないものとする。

5 所持品

- (1) 所持品には必ず記名をし、貴重品はなるべく持たないようにするとともに、その管理については各自のロッカーで施錠して保管すること。
- (2) 学校に不要な物品を持ち込んだり、所持してはならない。
- (3) 携帯電話(スマートフォン)の校内での使用は、指定の場所に限り使用できる。なお、持ってきた場合は、電源を切りロッカーに入れて保管する。

6 容儀指導

容儀指導は、原則として年に7回程度実施する。改善が必要となった場合は、指定された日までに改善し、年次及び生徒指導部の指示に従う。

また、平常時においても容儀が規定に違反している場合は、改善して登校する。

7 交友関係(保護者の皆様へのお願い)

高校時代は大人への準備期間としての側面があり、精神的にも、肉体的にも不安定な時期にあるため、自分を理解してくれる友人を求めるようになってきます。学校では、あらゆる行事や活動をとおして望ましい人間関係を持つよう指導していますが、家庭でも子どもの交友関係には十分注意をお願いします。

- (1) 親しい友人については、保護者どうしの日頃からの連携をお願いします。
- (2) 親しい友人でも、無断で子どもの部屋に入れたり、泊めたりしないでください。
- (3) 男女交際には、お互いの人格の尊重と節度を保ち、公正明朗で品位を傷つけたり、誤解を受けたりすることの無いよう指導ください。
- (4) 他人からの自動車や単車でのドライブ等の誘いに不用意にのらないようにする。

II 校外生活

生徒の校外生活については、高校生としての品位を保つよう次の点に心がけよう。

1 外出・外泊

- (1) 外出時は、服装・態度は常に端正にすること。
- (2) 夜間の外出や外泊は禁止する。(必要がある場合は、保護者より担任へ届ける)
- (3) 飲酒・喫煙を伴う遊技場や施設、パチンコ店等未成年者の入場禁止場所への出入りは厳禁。
- (4) 危険ドラッグなどの薬物によるトラブルに巻き込まれないようにする。

2 アルバイト

高校生は学習や部活動に専念することが優先であり、原則としてアルバイトは禁止しています。ただし、経済的な理由等でやむを得ずアルバイトを必要とするときは、保護者および本人が担任に申し出て十分相談の上、生徒指導部の担当者を加えた4者で審議して、校長の許可を得る。

長期休暇中のアルバイトは、生徒指導部の事前説明会に参加し、許可された者は認める。

3 その他

旅行、野外活動、校外活動、その他各種集会への参加や各種団体等に加入する場合は、担任に届け出る。

4 各種許可願（用紙は生徒指導室で受け取る）

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| (1) 異装許可願 | (2) 自転車通学許可願 |
| (3) アルバイト許可願 | (4) 原付通学許可申請書 |
| (5) 旅行願 (保護者が引率できない場合) | (6) 自動車学校入校許可願 |
| (7) 下宿願 | (8) その他の許可願 |

※ 上記願は、本校所定の用紙に必要事項を記入し、担任に提出後、生徒指導部、主幹教諭、教頭、副校長、校長の許可を得てください。

Ⅲ 通 学

1 登下校時刻

- (1) 始業時間 8 : 30
- (2) 終業時間 16 : 00 (7限日課は16 : 40)
- (3) 部活動時間 ◎夏時間 19 : 00終了 19 : 30完全下校
◎冬時間 18 : 30終了 19 : 00完全下校
(11月1日～2月学年末考査終了日まで)

2 欠席・遅刻・早退の連絡について

- (1) 病気・他の理由で、欠席または遅刻をする場合は、生徒本人ではなく保護者の方がメールで「欠席・遅刻届」の連絡を行う。または電話連絡をすること。(電話は当日8 : 00～8 : 20の間)
学校電話 : (096) 293-2055
- (2) 登校後、病気・他の理由で早退する場合は、担任に申し出て、3の早退許可証をもらって帰宅すること。
- (3) 登校後の外出はしない。やむを得ず外出しなければならない場合は、その時間の教科担任に届け、担任から3の外出許可証をもらって外出すること。

3 早退及び外出許可願

○早退および外出許可願様式（用紙は担任から受取る）

担任の許可を受け、許可証は本人が所持して早退(外出)をする。※早退後に、自宅帰着(目的地着)したことを学校に電話連絡すること。

(外出・早退) 許 可 証
熊本県立翔陽高等学校
年 組 号
氏名 (_____)
理由 : _____

年 月 日 ()
() 時 () 分
～ () 時 () 分
担任 _____ 印

4 通学方法

◎登下校時は、制服とする。ただし、休日の部活動時は部活動の活動着を着用してよい。

(1) 自転車通学……原則として通学距離 1 km 以上とし、学校の許可を受けること。

①安全の整備・点検、事故時の賠償責任の補償のため「TSマーク」の貼付。

(その他の自転車保険加入は任意)

②防犯登録。

③点灯ライト設置。

④盗難防止のため二重ロック設置。

⑤雨合羽。

※ ①～⑤の項目を揃え、所定の手続き（自転車通学許可願とステッカー代 150 円納入）をして許可を受ける。

注意 1 学校と自宅間の使用ではなく最寄り駅など途中利用者も所定の手続きを経て、ステッカーの添付を行うこと。

注意 2 「TSマーク」は 1 年間で更新です。期限確認をしてください。通学にかかわらず自転車を使用するすべての人は、自転車保険の加入が義務化されています（熊本県条例—令和 3 年 10 月 1 日施行）必ず確認しましょう！

注意 3 道路交通法の自転車の交通違反（イヤホン、スマホ使用、傘差し、右側通行、二人乗り、並進、信号無視など）2 回以上の検挙は、警察から違反切符の適用となり、自転車運転者受講命令が下されます。また、翔陽高校では、携帯電話ホルダーの装着禁止。

注意 4 全国の自転車乗用中の死者のうち、頭部が致命傷となった方の割合は約 5 割となっています。自転車を利用する全ての人は乗車用ヘルメット着用を推奨します。

(2) 列車・バス通学……定期券は、JR 駅およびバス営業所で生徒身分証明書を提示し申込書に必要事項を記入し交付してもらう。

(3) 原付バイク通学……原則として認めないが、通学距離が 1.1 km 以上で交通事情が不便な地域に限り特別に許可をする。（運転免許取得の項参照）

(4) 送迎……所定の場所（管理棟前）のみでの乗降とする。

IV 運転免許取得

1 原付通学許可及び免許取得について（概要）

通学距離が長く、しかも適当な公共交通機関もない生徒に限り、過去に起きた本校生徒の悲惨な死亡事故の教訓をふまえた上で、2 年次から原付免許取得と原付通学を審議のうえ、特別に許可をしています。

(1) 原付通学許可条件

① 適当な交通機関が少なく、通学距離が 1.1 km 以上で最寄りの JR 駅までの距離が 5 km 以上とする。ただし、学校までの通学許可ではなく、最寄りの駅・バス停までとなる場合もある。バス・列車の沿線、交通機関の多いところは許可しない。

② 1.1 km に満たない場合で、自転車通学が困難な場所については別途考慮する。

※ 例外に関しては、担任・年次主任・生徒指導部・部活動顧問で検討・調査する。

③ 交通事故・違反のない者。

- ④ 原付通学は原則として2年次からとする。
 - ⑤ 原付通学希望者は2月初旬に申請書を担任に提出、生徒指導部で調査し、校長に具申する
 - ⑥ 原付は50cc以下のギアなしとし、十分整備されたもので、任意保険に加入していること。
(スクータータイプが望ましい。また、学校プレートが特に装着しにくい車種は認めない。)
 - ⑦ 免許取得は学校の許可を得て、春休みを利用して取得する。(必ず制服着用)
 - ⑧ 本校指定のウインドブレーカー、手袋、白のフルフェイスヘルメットを着用し、ナンバープレートの下に校名入りのプレートを装着する
 - ⑨ 目的外使用・遅刻の多い者、服装違反などの条件に該当した者は、特別に指導し、原付通学を取消または一定期間原付通学を停止する。
 - ⑩ 違反(事故)の事情のいかんを問わず、直ちに担任に正直に申し出ること。
- ※ 詳細は、申請時に説明する

3 普通自動車免許取得について(概要)

(1) 普通自動車免許取得許可条件

- ① 希望者は、許可願を保護者連名で担任を通して生徒指導部に提出する。
 - ② 入校日は、原則として3年次の11月1日以降とする。
 - ③ 交通事故・違反を繰り返した者、成績不良科目(赤点をもつ者)は、原則として入校を許可しない。
- ※ 詳細は、3年次の10月上旬に説明する

V 翔陽高校「いじめを許さない」行動指標

1 いじめの起きない学校・学級にするために

- (1) 互いの個性や異なる価値観を認め合い、一人一人の存在を大切にします。
- (2) いじめをしない、許さない心を大切にし、安心できる学校をつくります。
- (3) 大切なことは、自分の言葉で思いや考えを伝えます。

2 いじめに早く気付く、いじめを見逃さないため

- (1) 友人の言動の変化を見逃しません
- (2) 交友関係の変化などの「いじめのサイン」を見逃しません。
- (3) SNS等での変化を見逃しません。

3 もしも、いじめが起きてしまったら

- (1) いじめの情報を大人と共有し、苦しむ仲間を救います。
- (2) 一人にしないで寄り添います。
- (3) 「いじめは絶対許さない」という態度を示します。
- (4) SNS等で友達の変化に気付いたら、直接会って解決します。

VI 生徒の政治的活動について

1 校内での国政選挙、地方選挙、国民審査等の「選挙活動」、「政治的活動」、「投票運動」のような政治的活動等については、全て禁止とする。

なお、「構内」とは、学校の物的管理下、校舎内、敷地内のことである。

2 放課後や休日等であっても、学校の校内での選挙運動や政治的活動等は、学校施設の物的管理下での支障、他の生徒の学習活動等への支障、その他、学校の政治的中立性の確保等の観点から、教育を円滑に実施する上で支障が生じないようにするために、これを制限、または禁止とする。

3 放課後や休日に学校の校外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、家庭の理解の下、生徒が判断して行うものであるが、学校は違法なもの、暴力的なものと認められる場合は、これを禁止とする。なお、「構外」とは、「学校の物的管理下、校舎内、敷地内」以外のことを示す。

令和4年2月25日改訂